

確定申告ガイド

～所得税の確定申告、
町県民税（住民税）申告を忘れずに！～

自宅で申告書作成！国税庁
「確定申告書等作成コーナー」
<https://www.nta.go.jp/>

作成コーナー

検索

確定申告期間 2月17日(月)～3月13日(金)

※土曜日・日曜日・祝日を除きます。※香椎税務署では3月16日(月)まで行います。

問い合わせ先 香椎税務署 ☎661-1031 (直)

役場税務課 ☎963-1731 (直)

Step 1

申告会場・対象は？

役場3階大会議室

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時

▶年金・給与収入のみの人

▶営業・不動産・農業などの収入がある人

◆今後は自宅で申告しませんか 「自己申告コーナー」設置！

職員が作成を補助します。次回からは自宅で申告ができるようになります。

◆e-Taxの利用には マイナンバーカードが必要です！

詳しくは、広報6ページをご覧ください。



【営業所得などの事前予約】

次の人は予約をすると、優先的に案内します。

対象 営業・不動産・農業などの収入がある人

予約期間 2月3日(月)～予約希望日前日の午後
5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

予約方法 電話、税務課窓口

次の人は、必ず香椎税務署で申告してください。

▶前年分の事業所得、不動産所得および雑所得(年金所得を除く)が300万円を超える人

▶株式や土地の譲渡・商品先物取引などの所得がある人

▶贈与・相続の相談・申告がある人

香椎税務署

※3月16日(月)まで実施
※駐車場は利用できません

受付時間 午前9時～午後4時

休日受付日

2月24日(月・祝)・3月1日(日)

質問や必要書類の確認は電話で問い合わせができます。

自動音声案内にそって、相談内容の番号をプッシュしてください。

☎661-1031

相島ではマイナンバーカードの申請も受け付けます。顔写真も無料で撮影します。

受付時間 午前9時30分～午後0時30分

必要なもの 通知カード、住民基本台帳カード(持っている人)、運転免許証(お持ちでない場合は、保険証と通帳の2点)

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733 (直)

新宮相島漁業

協同組合本所2階

日時 2月6日(木)

午前9時30分～午後4時

必要なもの 利用者識別番号が分かるもの

税理士会による申告相談センター (福岡会場)

問い合わせ先 九州北部税理士会事務局 ☎ 473-8761

日程 2月17日(月)～26日(水)

※土曜日・日曜日・祝日を除く。

受付時間 午前9時30分～午後3時30分

※最終日は午後3時まで

場所 九州北部税理士会館
(福岡市博多区博多駅南1-13-21)

【受け付けできないケース】

- 平成30年分の事業所得、不動産所得および雑所得(年金所得を除く)が300万円を超える人
- 前々年分の消費税の課税売上高が3,000万円を超える人
- 給与所得があり、給与収入総額が800万円を超える人
- 土地・建物などおよび株式などの譲渡所得がある人
- 贈与税・相続税の申告または相談
- 仮想通貨・FXなどの取引のある人

商工業者向け無料税務相談

問い合わせ先

新宮町商工会 ☎ 963-4567

実施日程

1月 30日(木)

2月 3日(月)、5日(水)、7日(金)、
10日(月)、14日(金)、17日(月)、
19日(水)、21日(金)、25日(火)、
26日(水)、28日(金)

3月 3日(火)、4日(水)、6日(金)、
9日(月)、11日(水)、13日(金)、
31日(火)

受付時間

午前10時～正午、午後1時～4時

場所 新宮町商工会館

担当税理士 中原義也さん

Step 2

所得税の確定申告が必要な人は？

- 給与収入が2,000万円を超える人
- 給与を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人
- 給与を2か所から受けていて、年末調整をされなかった分の給与収入金額と給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 事業所得(営業・農業など)、不動産所得、雑所得(公的年金等)、一時所得、土地や建物の譲渡所得などがあり、計算の結果、所得税が発生する人

【確定申告が不要な人】

年金所得者で次のA・Bの両方に当てはまる場合は、確定申告の必要はありません。
(A) 公的年金などの収入金額が400万円以下
(B) 公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

Step 3

町県民税(住民税)の申告が必要な人は？

- 事業所得(営業・農業など)、不動産所得、土地や建物の譲渡所得がある人のうち、所得税が発生しない人
- 確定申告の対象とならない所得があった人
- 障害年金・遺族年金の収入のみの人
- 平成31年1月～令和元年12月の期間の収入がなく、次のいずれかに該当する場合
 - ・国民健康保険に加入している
 - ・親族の扶養に入っていない
 - ・町外居住者の扶養に入っている(単身赴任者の家族など)

【町民税の申告が不要な人】

- ・所得税の確定申告をする
- ・平成31年1月～令和元年12月の期間の収入が1か所からの給与所得のみで、勤務先から町へ年末調整済みの「給与支払報告書」が提出されている(提出状況は勤務先に確認ください)

Step 4

申告に必要なもの

- ①平成31年1月～令和元年12月の所得がわかるもの → **A** へ
- ②控除のための書類 → **B** へ
- ③「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」
- ④本人の認め印 ※新規に口座振替で納税する人は、銀行届出印も必要です。
- ⑤本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの（通帳など）
- ⑥香椎税務署からの「確定申告お知らせハガキ」 ※届いた人のみ

A 平成31年1月～令和元年12月の所得がわかるもの

【営業や農業をしている、不動産所得がある】

- 総収入金額・必要経費の内容を記載した収支内訳書
- 収入や経費がわかる帳簿、領収書

【給与所得や公的年金などの雑所得がある】

- 支払いを受けたことを証明する給与・年金などの源泉徴収票

【郵便局や信託銀行・

保険会社などからの年金がある】

- 「支払年金額などのお知らせ」「年金給付額計算書」「年金支払証明書」など

【保険の満期金や一時金などがある】

- 収入と払い込み保険料がわかる明細書など

B 控除のための書類

- 生命保険料、地震保険料の支払証明書
- 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の支払証明書、社会保険料任意継続分の領収証など
- 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定証（要介護認定を受けた人）など

【住宅ローン控除を受ける人】

- 住宅取得資金の借入金の年末残高証明書
- 建物の登記事項証明書（原本）
- 敷地などの登記事項証明書（原本）
- ※マンションの場合は不要
- 売買契約書などの写し
- ※長期優良住宅は、認定通知書の写しと住宅用家屋証明書の写しが必要

【寄附金控除（政治献金、社会福祉法人など）を受ける人】

- 寄附した旨の記載がある領収書
- ※政治献金は、選挙管理委員会の確認印のある証明書が必要

【寄附金控除（ふるさと納税）を受ける人】

- 各自治体が発行する寄附金受領書

確定申告が不要な給与所得者や年金所得者で、申告の手続きを簡素化する「ワンストップ特例」を申請した人は申告不要です。

「ワンストップ特例」の申請をした人が確定申告をした場合や、6か所以上の自治体に寄附した場合、特例は無効となります。ふるさと納税分も含めて必ず確定申告をしてください。

【火災などの災害による雑損控除を受ける人】

- 被災した事実を証明する書類(り災証明書など)
- 損失の明細書
- 支払いを証明できる領収書など
- 損害保険金の受領内容が判明するもの

【医療費控除を受ける人】

- 医療費控除に関する明細書
- ※自宅で事前に作成しておくこと、申告がスムーズに進みます。

【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】

- 健康の保持増進および疾病予防への取り組みを証明するもの
- 特定一般用医薬品等購入費を集計した明細書
- ※本特例の適用と医療費控除の適用はいずれかに限られます。

控除対象とならないものの例

- インフルエンザなどの予防接種
- 診断書などの文書料
- 健康増進、疲労回復のための栄養ドリンクやサプリメントなどの購入費用
- 入院時の差額ベッド代
- ※病状により個室を使用する必要がある場合や、やむを得ず個室を使用する場合は対象
- 人間ドックなどの健康診断のための費用
- ※重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合は対象

詳しくは問い合わせください。

医療費控除の注意点

控除の対象 平成31年1月1日～令和元年12月31日に支払った医療費

平成29年分の申告から医療費控除のための領収書の添付が不要となり、「医療費控除に関する明細書」の添付が必要になりました。

「医療費控除に関する明細書」は国税局ホームページからダウンロードできます。

(注1) 医療費の領収書は5年間保存する必要があります。税務署から提示または提出を求められる場合があります。

(注2) 医療保険者が発行する医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

(注3) 平成29年1月1日～令和元年12月31日分は、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。



次の人は、申告をすると所得税が戻ってくる場合があります

- 一定額以上の医療費を支払った人
- マイホームを住宅ローンなどで新築・購入(中古を含む)・増改築して平成31年1月～令和元年12月の期間中に居住し、一定の要件に該当する人
- ※給与収入のみの人は、1年目に申告をすると、2年目以降は年末調整で控除を受けることができます。
- 政治献金や地方自治体・公益社団法人・認定NPO法人などに寄附をし、寄附金控除を受ける人
- 平成31年1月～令和元年12月の期間中に退職し、年末調整ができなかった人
- 火災、地震や風水害、盗難にあった人



令和2年分の確定申告の改正点は、町ホームページでお知らせしています。

上場株式などの住民税の課税方式の選択

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式などの譲渡所得や、住民税が源泉徴収されている上場株式などの配当所得は、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できます。

(例) 上場株式などの配当所得で、所得税は申告分離課税で損益通算や繰越控除を利用。住民税は申告不要制度を選択。

この「申告不要制度」を選択する場合、住民税の税額決定通知書・納税通知書の送達までに、確定申告書の提出とは別に町民税・県民税申告書を役場税務課に提出してください。

《住民税で申告不要制度を選択する》

上場株式などの譲渡所得や配当所得は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象外となります。

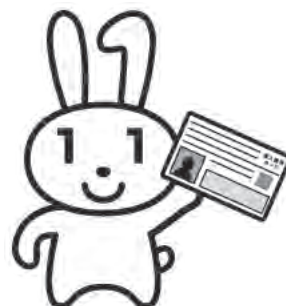
《住民税で申告不要制度を選択しない》

上場株式などの譲渡所得や配当所得は、繰越控除適用後に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象となります。

※税額上の減額分より、国民健康保険税などが増額する場合があります。

確定申告にも便利な マイナンバーカードを作らしましょう！

問い合わせ先 役場住民課 963-1733 (直)



マイナンバーカードで e-Taxが利用できます！

マイナンバーカードとICカードリーダーがあれば、電子証明書を利用して、自宅などのパソコンから確定申告ができます。役場では顔写真の無料撮影など、随時マイナンバーカードの申請サポートを行っています。

通知カード、住民基本台帳カード(持っている人)、運転免許証(なければ保険証と通帳の2点)をお持ちください。申請から受け取りまでには最大2か月ほどかかるため、早めの申請にご協力ください。

マイナンバーカードを使って 確定申告をする人へ

マイナンバーカードを使って確定申告をするときは、電子証明書の有効期間を確認しましょう。有効期間は、発行日から5回目の誕生日までです。有効期間が経過すると、e-Taxなどの電子申請ができなくなります。

更新のお知らせ(電子証明書の有効期限通知書)が届いた人は、役場で電子証明書の更新申請を行ってください。更新は有効期間満了の3か月前からすることができます。